

## ■次世代育成支援対策推進法

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。この法律は平成26年度末までの時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。（平成27年4月1日施行）

### 企業が取り組むこと

○この法律において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」（下記参照）を策定することとなっており、**常時雇用する労働者が101人以上の企業**は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが**義務**とされています。（100人以下の企業は努力義務）

### 認定・特例認定を申請できます

○企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなど一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（**くるみん認定・トライくるみん認定**）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（**プラチナくるみん認定**）を受けることができます。**※不妊治療と仕事との両立に係る認定（「プラス認定」）については25～28ページをご覧ください。**

### 認定・特例認定を受けると

○認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク（愛称：くるみん、トライくるみん）」、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができます。「プラス」認定によって、不妊治療と仕事との両立サポート企業であることのPRもできます。

○認定・特例認定を受けた企業には、公共調達における加点評価等があります。（39、40ページ参照）

## ■一般事業主行動計画

企業が次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

### 行動計画に書くべきこと

○企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に以下の内容を定めます。

①計画期間    ②目標    ③目標を達成するための対策の内容と実施時期

### 行動計画を策定したら

○常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画を策定・届出とともに、一般への**公表**、**労働者への周知**が**義務**付けられています。（100人以下の企業は努力義務）

#### 常時雇用する労働者とは

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する労働者を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

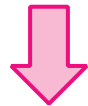
②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

# ■行動計画策定→実施→くるみん認定・トライくるみん認定 →プラチナくるみん認定の流れ

○行動計画の策定から実施、くるみん認定・トライくるみん認定、プラチナくるみん認定の流れは、以下の①～⑩のとおりです。

2回目以降も同様に①～⑤を実施

- ① 自社の現状や労働者のニーズの把握
- ② ①を踏まえて行動計画を策定
- ③ 行動計画を公表し、労働者に周知（②からおおむね3か月以内）
- ④ 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ届出（②からおおむね3か月以内）
- ⑤ 行動計画の実施



（「子育てサポート企業」として認定を申請する場合）

- ⑥ 「計画期間終了後、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ認定申請」  
 ・くるみん認定申請 ※9～16ページ参照  
 ・トライくるみん認定申請 ※23～24ページ参照



- ⑦ 「子育てサポート企業」として認定、マークの付与
- くるみん認定!

トライくるみん認定!



（さらに高い水準の取組を行い、プラチナくるみん認定を申請する場合）

※プラチナくるみん認定を受けるためには、事前にくるみん認定又はトライくるみん認定を受けている必要があります。

- ⑧ くるみん認定・トライくるみん認定後の行動計画の期間終了後、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ認定申請  
 ※17～22ページ参照



- ⑨ 優良な「子育てサポート企業」として認定  
 プラチナくるみんマークの付与
- プラチナくるみん認定!



- ⑩ プラチナくるみん認定企業は、毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施状況を公表 ※29～32ページ参照

プラス認定または特例プラス認定の基準を満たしたら、「プラス」認定の申請をしましょう！